

戸田市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業のご案内

ひとり親家庭の自立のため就業に有利な資格取得の促進を目的とし、資格取得のため養成機関で修業する期間のうち最大4年間、生活の負担軽減を図るための費用を支給する制度です(所得制限有り)。給付金は、以下の2種類です。

訓練促進給付金

養成機関において修業する対象資格の取得に必要な課程の受講期間(最大4年間)に、毎月決められた金額を支給します。(3年課程の資格の場合、4年修業であっても支給は最大3年間となります。)

修了支援給付金

養成機関を卒業した場合、決められた金額を支給します。

対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、
歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等

対象者

戸田市にお住まいのひとり親家庭の保護者で、訓練促進給付金にあっては対象資格を取得するために養成機関で修業を開始した日以後、修了支援給付金にあっては養成機関における修業を開始した日及び養成機関のカリキュラムを修了した日において、次の要件を満たす人としてします。

- 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること。
- 対象資格を取得するために、養成機関において1年以上の課程を修業中又は修業した者で、かつ、対象資格の取得が見込まれること。
- 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- 過去に本制度を利用していないこと。
- 求職者支援制度(=雇用保険を受給できない求職者の方への支援制度)における職業訓練受講給付金等、訓練促進給付金と同様の給付を受けていない者。(厚生労働省が定める教育訓練給付制度のうち、一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金との併給は可。教育訓練支援給付金との併給は不可。)
- 市税、国民健康保険税、保育料又は学童保育料を滞納していないこと。



所得制限限度額（児童扶養手当と同額）

税法上の扶養人数	所得制限額（本人）	所得制限額（扶養義務者等）
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
	以下1人増すごとに38万円を加算	

支給額と支給対象期間

	市民税非課税世帯の方	市民税課税世帯の方
訓練促進給付金	月額 100,000円	月額 70,500円
修了支援給付金	50,000円	25,000円



支給対象期間中において、申請のあった月の分から支給します。
毎年8月頃、市民税課税状況についての確認があり、支給金額が変わる場合があります。
養成機関における課程の修了前12月の期間については、月額40,000円が上乘せされます。

【問い合わせ】

戸田市こども健やか部 こども家庭支援室 こども家庭相談担当
TEL：048-299-2816